

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和5年2月15日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

個人情報保護法の改正に伴う対応について	3
申し送り事項について	4
新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会開催 方法に関するQ&Aについて	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和5年2月15日（水）		午後2時38分～午後3時07分	
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 （8名）	理 事	大 泉 やすまさ	理 事	浅 井 くにお
	理 事	島 田 敏 光	理 事	小 川 宗次郎
	理 事	富 田 た く	理 事	太 田 哲 二
	理 事	奥 田 雅 子	理 事	藤 本 なおや
欠席理事	（なし）			
理事以外の 出席議員	議 長	脇 坂 たつや	副 議 長	渡 辺 富士雄
出席理事者	（なし）			
事務局職員	事 務 局 長	内 藤 友 行	事 務 局 次 長 事 務 代 理 長	久保井 悦 代
	議 事 係 長	蓑 輪 悦 男	庶 務 係 長 担 当 書 記	出 口 克 己

(午後 2時38分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《個人情報保護法の改正に伴う対応について》

大泉理事 初めに、個人情報保護法の改正に伴う対応について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料1を御覧ください。個人情報保護法の改正に伴う対応について、事務局で非交渉会派からの意見を伺い、先日、議運理事会で提示をさせていただいた交渉会派の意見と併せて一覧にした資料になります。

御覧いただいているとおり、非交渉会派も含めると考え方にばらつきがあり、非交渉会派も含めて一致することは困難であると考えますので、議運理事会の中で一致できる方向性を確認し、来期の検討とのことであれば申し送り事項に入れるなどしてはいかがでしょうか。

また、交渉会派の意見につきましても、前回の理事会において持ち帰りとさせていただいておりましたが、会派で一致に向けての結果などがございましたら御報告いただければと存じます。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは協議をしたいと思えます。

前回お持ち帰りいただいております、会派のほうで御意見、方向性ということで、何か変更等がある会派がいらっしゃいましたら御発言をいただきたいと思えます。

小川理事 個人情報保護法の改正に伴う対応についてということで、私たちは一応、上の段ですよ。だから、2のほうで一応前回はお話をさせていただきました。そういう申し送り事項に理事会の全会一致ということであれば、特別、5年度以降に定めるということで、もしもここで合意をするのであれば、私の会派は3番という形でも全く問題ないということですので。今日の理事会の結論で3番という方向で行くのであれば、我々は特別こだわらないということでもあります。

以上です。

大泉理事 今、杉並区議会自民党さんから3番のほうでも包含しているというようなどころの中で御理解いただけるというお話でありますけれども、自民・無所属・維新クラブの藤本理事はいかがでしょうか。

藤本理事 来期で条例も含めて検討するというのであれば、同様の考え方で3番でも構

いませんが、少数会派の皆さん方とも慎重に議論をしていただければと思います。

大泉理事 今、前回協議してお持ち帰りいただいた中で、来年度、5年度以降に3番の「条例や条例以外の規律を定めることを含めた協議を進める」といった内容で、各会派理事の皆様がこういったことで意見の一致を見たというふうなことになります。

なお、今少数会派の方にもその理解をしっかりと求めるようにというような意見も付していただいたところですが、そういったことも踏まえて、今回、私も理事会の中では来期における検討ということと、また、今申し上げたとおり条例や条例以外の規律を含めた協議を進めるという内容を申し送り事項に入れることといたしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件については説明のとおり、こういった形で一致を見たという形にさせていただきたいと思えます。

《申し送り事項について》

大泉理事 次に、申し送り事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料2を御覧ください。LINE WORKSにて各会派に来期への申し送り事項について調査させていただき、集計した資料になります。

資料の一覧は、御提出いただいた内容をそのまま転記し、語尾を統一するなど一部加工させていただいております。また、一部内容について、複数の会派から同様の内容が提出されましたので、重複分は統合させていただいております。さらに、同一テーマである請願・陳情、議員定数の見直し、会議記録について、複数の意見がある場合も一まとめにしております。

なお、この内容以外にICT活用推進検討委員会の中で申し送りの内容を協議しており、その内容もまとめれば追記する予定です。

以上を踏まえて資料を御覧いただき、例えば、請願・陳情の取扱いに関しては、内容が会派によって一致できる部分と一致できない部分があるなど、全ての内容を理事会での一致に向けて同じ方向性の内容とすることは困難ではないかと考えております。協議の方向性として、今期のこれからの課題を理事会で共有の上、来期において優先順位を決め、取り組んでいただくものとしてはいかがでしょうか。また、本日まとまらないようであれば、会派にお持ち帰りいただき再度協議することとしてはいかがでしょうか。

以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、今事務局のほう

からも提案がありましたけれども、本日御覧いただいたこの申し送りの一覧については、本日の時点でまとまらなくてもお持ち帰りいただいて再度協議する時間を持つ余裕はあると。また、ICT活用推進検討委員会のほうからも、改めて追加のものが出される予定があるといったところも伺いました。

今日この一覧をお出しいただいて、テーマは同じでも方向がそれぞれあるようなものということもありますが、これはこの委員会の中でどっちかに一本化するということではなくて、これはもうまとめて次回への申し送りという形にして、新生議会のほうで改めてそういったことを優先順位をつけながら協議していくという形でのよろしいのじゃないかという提案もありました。

そういったことも踏まえて、今御覧いただく中で、特にここに記載のものの中で、これは申し送りに入れる必要もないのではないかというようなものがあれば、そこを今御指摘いただきたいということ。そういったものがなければ、一旦この内容をまたそれぞれ持ち帰っていただいて、また、さらにICTの追加等も踏まえて再度協議をしたいというふうに考えておりますけれども、この点について何か御意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

藤本理事 これはどうするの、何か決めるの、それとも羅列しておくの。

大泉理事 我々が一覧として挙げたものを新生議会のほうに申し送りとして送りまして、あとは新生議会のほうで、また構成もいろいろ変わるかもしれませんし、この内容を、取り上げるものを優先順位を決めて、そこで判断をして協議をしていただく。つまり、材料を提示するという位置づけになるかと思います。

島田理事 裏面の2つ目です。特別委員会の調査事項の報告についてということで、これは委員長が結構やっているということで、これは既に申し送りする必要がないとは思いますが、いかがでしょうか。

大泉理事 今、島田理事からありました裏面の2つ目について、「議会側から積極的に調査報告を求めるよう」というところがありますけれども、現状でもこれは委員長の判断で、ではこういうのをやってくれということ言えば十分それはできる体制は整っているといった意味で、わざわざ今できている状況にあるものを次期に送る必要はないんじゃないかという御意見がありましたけれども。

富田理事 すみません、これは僕のほうで書かせていただきましたけれども、改めて御指摘されるとそのとおりだなと思っておりますので、申し訳ありません、これについては取り下げをさせていただきます。すみません。

大泉理事 ありがとうございます。では、このテーマの部分については申し送りに含めな

いとといったことになります。

その他のところで何か御意見、御指摘等ありますでしょうか。

富田理事 すみません、もう一度確認なんですけれども、その申し送りをするとき、ここで全会一致で納得できたものだけを申し送りにするのか、それとも、こんな意見がありましたという形で全部乗っけて申し送りにするのかということ、どちらになるんですか。

大泉理事 それも含めてこの理事会での合意といいますか、意見の一致が見られればと思うんですけれども、1つは、ここの内容について新生議会でこうしたいろいろ、前の議会からの申し送りを、全くこれは必要ないよねということなのか、これはまとめられるようにしていこうということなのかということも判断、ですので、我々の今ここでの役割としては、理事会の中でこういったところは合意を見られたので検討してくださいねというところ。ただ、これはさっき申し上げたとおり、別方向のような内容も含まれていますので、そういったところは具体的なところをむしろ削り落として、こういうテーマについては、例えば、今ここで言いますと、議員定数に関しても、明確にその削減ということを打ち出すのか、ただそういったことも踏まえた議員定数について協議、議論を進めてほしいということに丸めるというか、そういう形にして申し送るということも検討の一つかなというふうに思っています。

ですので、今ここに明確に、表面の3番目、請願・陳情についても、請願・陳情について議論を進めなければいけないという認識はこの中に全部含まれているんですけれども、どちらの方向にということについては、今の我々の理事会の中でというよりは、新しい新生議会の中で、実はこれは前の議会から申し送られているところでもあるんですけれども、まだこれが区民が理解しやすい請願・陳情、含意が満たされたときの表現方法がどうということに関しても、まだなかなかその辺の一致が見られていないというところもありますので、そういった方法について議論、検討をしてほしいという内容に丸めた形で申し送りをするというのも1つ、そのところが一番まとまりやすいのかなというふうには私のほうでは考えていますけれども。

そういったことに対しての御意見も含めて、今、理事の方からも御意見を賜ればと思います。

渡辺副議長 基本は全会一致にしなければ駄目ってということなんでしょう。

大泉理事 今、副議長からありましたけれども、全会一致にしなければいけないということであれば、請願・陳情について様々な議論の余地があるということで、そこが一致できればそういう形に丸めて申し送りするといったところになろうかと思えます。

今日の段階では、そういった形で丸めてみたらどうなるんだというような御意見があ

ろうと思いますので、一旦今日は持ち帰りをさせていただいた上で、事務局のほうに丸めた文章、文言はどういうふうになるのかというところをまた提案していただいた上で、一旦それを、例えばLINE WORKSで各理事の皆さんに共有させていただいて、各会派の御意見を伺って、次回理事会においてまたそこを協議させていただくというのも1つの進め方ではないかと思えますけれども。

島田理事 一番上は、先ほどまとまったやつですよ。

それから、政務活動費についても、多分異論はないんだろうなと。

3番目の請願・陳情については、こんな意見があるということでまとめると。

それから4番目は、これはよく読むと、前半部分は会派とは何かみたいな感じで、後半部分は質問時間のことなので、これは2つのテーマが入っているのかなと思うので、ちょっとこれは整理が必要かとは思います。

それから、その次の議員定数ですが、上は根拠条例の裏づけをしっかりと、下は定数削減に向けて議論しろということなので、下のほうはなかなか決めつけてやるのは難しいかなとは思います。

それから、予決特の資料請求、これはどういう意味なんでしょうか。「職員の資料作成に必要な日数を確保するよう」って、こっちが職員の心配をするということですかね。よく分からないんですけれども。

富田理事 分かりづらくて大変申し訳ありません。各特別委員会、予算・決算特別委員会での資料請求については、事務局からもいろいろアナウンスがあるとおり、早めに提出してくださいというようなお話があります。それは、やっぱり職員のほうでの資料作成の時間がかなり限られているというように私たちも感じておりますので、請求書を出す期間を早めたりとか、長くしたりとか、出してから職員が資料をまとめる時間をこちらでも考慮したほうがいいのかというふうに思って、こういう書き方をさせていただきました。

島田理事 前にも似たような話をしたんじゃないかと思うんですけれども、これは議案が出てきた後でないと資料請求にならないというか。なので、議案が早く出てくればその分できるんですけれども、それができないと難しいかなと。毎回早く資料請求してくださいというふうに言っているので、あえて申し送りに入れなくてもいいかなというふうには思います。

それから、会議記録についてはなるべく早くお願いしたいというのは、書き方はちょっと難しいと思うんですけれども、まとめていただければというふうに思います。

あと、オンライン会議と議会基本条例、これはこの辺でいいのかというふうに。こ

ちらの意見ですが、そんな感じです。

大泉理事 今、島田理事がおまとめいただきまして、改めて整理をさせていただきますと、表面の3番目については、1回ちょっと事務局のほうで、こういう指摘があるという方向で1回まとめていただく。

その次の一般質問持ち時間制に関しては、前半と後半がちょっと中身がつかないようなところもあるという御指摘がありましたので、これも事務局のほうで1回整理をしていただく。

議員定数の見直しについても、方向性を決めつけずに1回まとめていただくということ。

その次に予算、決算の資料請求期間、これはもう既にそういったアナウンスをしているという中で、これは当然今後も資料請求に関してはなるべく早めに出してほしいといったところを付け加えていきながらということなので、これは入れておくのか、入れなくてもいいんじゃないかという感じだと思いますけれども、提案された富田理事、お願いします。

富田理事 議案が提出されないと出せないというところは議案に関わる部分だと思うんですけども、正直、予算、決算については議案として出てこなくても資料として出してほしいというものは、例えば、この部門の予算はどういうものなのかとか、どれぐらいになっているのかとか、どれぐらいというか、その根拠はとか、いろいろ議案が出なくても請求できる資料は幾つかあるのかなというところもありまして、こういう記述をさせていただきました。それが難しい、そういうものはやっぱり出てこないと出せないものなんだというお話であれば、削っていただいても構わないと思うんですけども。いかがですか、皆さん。

大泉理事 1つは、議案が出てくる前でも、恐らく議案に含まれるであろうという予測の中で早めに請求をするというお考えなのかもしれないですけども、仮にそういう思いでしていただく方はいるとしても、逆に、そこに当てはまらない請求をし始める方が出てきた場合にどうするかということも、やはり検討の課題にはなるのかなと。そういったところがまだちょっとあるということで、その辺について今回含めていくのかどうかは課題として感じますけれども。

富田理事 あまりなじまないという形ですかね、皆さんの意見は。

藤本理事 カットだよ、カット。

富田理事 カットだよという意見もありましたし、今回はカットで納得させていただきます。

大泉理事 今、ここについては含めないというふうな御意見がありました。ただ、いずれにしても、来期も資料請求は早めにとというようなアナウンスは付け加えていくことになるかと思っておりますので、そういった状況を見て、また必要な議論をしていただければというふうな形にさせていただきたいと思っております。

あと、会議録については、これはやっぱり早く、迅速にとというようなところなので、これを含めるというような話でまとまるかと思っております。

先ほど特別委員会のこれは含めないということで、その後の2つは含めるということで島田理事にも整理をしていただいて、ほかの理事の皆さんもいかがでしょうか、こういった形で。何点かは事務局に整理させていただいて、もう一度お戻しするような形になりますけれども、今日の時点ではそういった形の中で皆さんの一致を見て継続協議というような形にさせていただいてはいかがかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 では、この件についてはまた継続協議という形にさせていただきます。

《新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会開催方法に関するQ&Aについて》

大泉理事 次に、新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会開催方法に関するQ&Aについて、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長事務代理庶務係長 資料3を御覧ください。令和5年2月7日付、総行行第40号により、総務省自治行政局行政課長から資料のとおり通知がございました。

通知の内容は、地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されていることから、オンラインによる方法が認められておらず、引き続き表決や賛否の意見の開陳として行われる討論や質疑は、その場にいることが必要であること。一方、本通知により、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での質問については、各団体により必要な規定類の整備をした上で、オンラインによる方法が差し支えないものとの見解が新たに示されたものになります。

本件につきましては、今後、引き続き事務局として情報の収集等に努めてまいります。以上です。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

島田理事 中途半端でよく分からない。

大泉理事 これは、今の段階でのこういう動きがあるよという報告段階で、今後また引き続き動きがあったものは事務局のほうでも注視していただいて、それをまた逐次報告を

していただけるという入り口の部分というような理解でよろしいですかね。

議会事務局次長事務代理庶務係長 おっしゃるとおりで、今回こういった通知が総務省からありましたということのお知らせと、引き続きこういった通知がございましたら共有させていただくことと、事務局として何かできることがあるかということで研究していきたいと思います。

大泉理事 この文章だけで、ちょっと文字もいろいろ長いのもあるので、また引き続き何か動きがあったときに、分かりやすくまとめて御報告いただけると助かります。

それでは、この件については説明のとおりとなります。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

太田理事 今日の選管委員長の話は別にあれでいいんだけど、あの場というのは一応非公式の場だよ。だから、公式にやるのであれば総務財政委員会なりそういうところでやらしてもらわないと、何か変な感じがするんだよね。

大泉理事 私も今のところ総務財政委員会での報告があるということは聞いていなくて、どういう形にするのかというのは、これは確認をしてみたいと思います。太田理事からそういった御指摘があったということ、ちょっと伝えてみたいと思います。

藤本理事 総財委員長は誰でしたっけ。

大泉理事 総財委員長は今井さんです。

藤本理事 報告案件は上げてもらわないとまずいよな。

島田理事 委員会はともかく、本会議で質問に対してあれだけの答えをしちゃっているわけだから、本会議の場でまた何か言わないとまずいんじゃないの。

大泉理事 確かに、違和感を感じられる方が。

島田理事 だって、あのまま議事録に残るわけでしょう。

藤本理事 でも、あの後に総務省と選管から通知が出ているから。

島田理事 さっき太田さんが言ったように、今日の皆さんへの告知は別に正式な場ではないわけだから、総財でいいのかどうかというのはよく分からないけれども、どこかでやっぱりやってくれないと、ちょっと答弁が宙ぶらりんになっちゃうよね。

大泉理事 確かに、今御指摘ありましたのは委員会外の報告ということですので、オフィシャルな、公式な形での何かしらの報告が必要じゃないかというのが理事会の意見として出たといったところを、1回ちょっと私のほうでボールを預らせていただいて、その上でどうするかという判断をまたこちらに御報告したいというふうに思います。

小川理事 うちの会派としては、報告は確かに昨日だということだったんですけども、その前に、先週の金曜日には、きちんと正式な形で都選管が区選管に対して照会をして

いると。区選管は、その質問の前に回答していると。その前に、区選管と都選管で様々な議論をしていたわけですね。そういうのがやっぱり明らかになっていないということと、最初から都選管は公選法に抵触のおそれがあるというような話は区選管にしているというふうに聞いていますので、今島田理事が言われたように、やはりその議事録を見ていると何なのこれという、将来的にかみ合わなくなるおそれが非常にあると思いますので、何らかの対応をしていただければと思います。

大泉理事 今、小川理事からもありましたけれども、先ほどの何人かの理事の方からも御指摘いただいたとおり、どういう場面でどういうふうな形を取るのかということのを、理事会からそういった指摘が出ているといったことをもって、どういうふうにするのかということのを私のほうから聞いて、また各理事にも御報告をさせていただきたいと思いますが、そういったことでよろしいでしょうか。

藤本理事 一方的に報告ということではなくて、やっぱり質疑ができる場がないと駄目だと思うんですよ。それと僕は、選管の所管は総務財政委員会になるんだよね。だから、そこで報告が上がって、その報告事項の中で各委員がそれに対して質疑ができるというのがベストなのかなとは思いますが。

浅井理事 今、藤本理事が話をしておりましたけれども、やっぱりこの間のやめるまでの検討経過と、それから最後にやめるというところまでのポイントポイントの資料をしっかりと作ってもらって、それで、場合によっては総務省から来た文書とか、都選管から来た文書なり、そういうものを総財でしっかり出して。

最後、今日は非公式だけれども、普通、混乱を招いた当事者としては、最後の語尾は「ありがとうございます」じゃなくて「すみませんでした」かな。そういう話を公式の場でやっぱりちゃんとやってもらわないといけないのかなというふうに思いますね。

大泉理事 各理事の皆さんからそういった御意見をいただいたということで、これはきちんと選管のほうにも伝えていきたいと思います。それで、改めてどのようにするかということのを御報告させていただきたいと思います。

それ以外に何かございますか。——よろしいですか。それでは、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 3時07分 閉会)